

相続登記の登録免許税免税か

平成29年12月22日に閣議決定された「平成30年度税制改正の大綱」によると相続登記に関して、以下のように定められています。法案が国会に提出されて成立すると一定の要件のもとに相続登記の登録免許税が免税されることとなります。

- ◆ 相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の**所有権の移転登記を受けないで死亡した場合**

その死亡した者の相続人等が平成30年4月1日から**平成33年3月31日までの間**に、その死亡した者を登記名義人とするために受ける相続登記に対する登録免許税を免税とする。

- ◆ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（仮称）の施行の日から**平成33年3月31日までの間**に、**市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地**について相続による**所有権の移転登記を受ける場合**

相続登記の時における当該土地の**価額が10万円以下**であるときは、当該移転登記に対する登録免許税を免税とする。

相続登記未了は、社会問題化しています。この免税がきっかけとなり相続登記が促進されるかもしれません。

（司法書士 小司隆信）



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

